#### 太地町特定事業主行動計画

### 1. 目的

行動計画策定指針の基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職員のニーズを勘案しながら、次世代育成支援対策を計画的にかつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表いたします。 国や地方公共団体は「特定事業主」として位置づけられ、ひとつの事業主の 立場から、自らの職員の子どもたちの育成に取り組んでいくことが定められて います。太地町としても太地町特定事業主行動計画を策定し、職員の子育てに 対する意識を高め、子育てをする職員の仕事と子育ての両立を推進するととも に、職場の環境整備に取り組みます。

### 2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年10月1日から令和7年3月31日までとします。

#### 3. 計画の推進について

この行動計画を策定するにあたって、本計画の実施状況や職員からのニーズ などを踏まえ、子育て支援に対する職員の意識改革と職場の環境整備を促進す るため、次のとおり計画を推進します。

#### 4. 具体的な内容について

- ○職員の勤務環境に関する事項
- ①妊娠中及び出産後に関する配慮について 妊娠中や出産後の母子の健康を確保するため次の取組を行います。
- ア 妊娠中の職員の健康や安全を考慮し、該当部署において業務分担の見直し を行います。
- イ 妊娠中の職員に対しては、原則深夜勤務、超過勤務を命じないこととしま す。

## ②育児休業を取得しやすい環境の整備等について

育児休業を取得しやすいよう、必要な情報提供や職場の環境整備に取り組んでいきます。また今後、男性職員の育児休業の取得が図れるよう努めます。

### ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- (1) 育児休業等の取得手続きや制度について、現状では職員が充分認識していないと思われることから、資料等の配布により周知を図ります。
- (2) 妊娠を申し出た職員に対しては、個別に育児休業制度等の制度や手続きについて説明を行います。

## イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成

- (1) 育児休業を取得する際に、職員にとっては「業務に支障がでること」への不安があることから、育児休業の取得の申し出があった場合には、当該課において、業務の分担等の見直しを行います。
- (2)職場の育児休業に対する意識が熟していないと感じられていることから、 定例会議等において定期的に制度の趣旨を徹底し、職場の意識改革を行います。

# ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰支援

育児休業を取得中の職員に対しては、安心して休業できるよう、職場の雰囲気・状況を把握するように、情報提供を行います。また休業中の職員が復帰する際には、安心して復帰できるよう面談等を実施します。

エ 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

育児休業に伴い、職員の業務を遂行する事が困難な場合は代替要員の確保 を検討いたします。

以上のような取組みを通じて、育児休業等の目標取得率を 男性 85% (1週間以上の取得率) 女性 100% とします。

### ③ 超過勤務の縮減について

長時間労働は健康面に悪影響を及ぼすだけでなく、育児中の職員にとっては、 仕事・育児の両立を困難とします。以下の取り組みを行い、深夜勤務、超過勤務 の縮減に努めます。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員に対して、仕事と育児 の両立を支援するための深夜勤務及び超過勤務制限の制度について周知に努 めます。

### イ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化を推進し、効率的な事務遂行を図ります。また必要でない 行事等については廃止等するよう検討いたします。

以上のような取組を実施し各職員の深夜勤務、超過勤務の縮減に努めます。

### ④ 休暇の取得の促進について

職員の仕事及び育児へのモチベーションを高めるためには、計画的な休暇 を取得できる体制づくりが必要となります。そのため以下のような取組を実 施いたします。

#### ア 年次休暇の取得の促進

計画的な年次休暇を取得促進するため、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備に努めます。

職員が安心して年次休暇を取得できるよう、事務処理において相互応援ができる体制づくりを行います。

### イ 連続休暇等の取得の促進

国民の祝日や夏季休暇に併せた、年次休暇の取得促進を図ります。

以上のような取組を通じて職員の年次有給休暇取得目標日数を10日以上とします。

# ⑤ 固定的な性別役割分担の意識等の是正の取組について

男性職員、女性職員共にお互いの能力が発揮できるよう、固定的な役割分担意識の解消に努めます。

- ○その他の次世代育成支援対策に関する事項
- ① 子どもとふれあう機会の充実

職員が子どもとふれあう機会を充実させ心豊かなこどもをはぐくむため、運動会などのレクレーション活動の実施にあたっては、子どもを含めた家族全員が参加できるよう配慮します